

2023年度 上尾市の住宅関連補助制度及び融資制度

ご利用ください



※いずれの場合も購入・契約前に市の交付決定を受けてください。
 ※対象件数は限りがありますので、担当課にお問い合わせください。

住宅のリフォーム等に対する補助制度

| NO | 名称 | 補助対象・要件等 | 補助額の算定 | 補助限度額 | その他留意事項 | 担当課 | |
|---|---------------------------|--|--|-----------------|--|--------------------------------------|---|
| 1 | 居宅介護・介護予防住宅改修費 | 介護保険サービスのひとつ 手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした費用を助成 ・市内に住所を有し、介護保険法の要介護または要支援に該当している方（集合住宅なども対象になる場合があります） | 対象工事に要した費用×7/10～9/10 | 14～18万円 | | 高齢介護課 電話 775-6473 FAX 776-8872 | |
| 2 | 障害者居宅改善整備費 | 在宅の重度障害者が居宅の一部を障害に応じ改修するための費用の補助 ・身体障害者手帳1・2級所持者で下肢または体幹機能障害がある人 | 対象工事費×2/3 *生活保護世帯は対象経費の全額（1,000円未満切捨て） | 24万円 | 介護保険の認定対象者は介護保険の住宅改修が優先になります | 障害福祉課 電話 775-5122 FAX 776-8872 | |
| 3 | 既存木造住宅耐震診断補助制度 | 昭和56年5月31日以前に建てられた木造戸建て住宅の耐震診断費用に対する補助 ・在来軸組工法又は桝組壁工法の2階建て以下 ・診断は建築士法登録の事務所又は建設業の許可業者に所属する建築士が実施すること | 耐震診断に要した費用（1,000円未満切捨て） | 10万円 | | 建築安全課 電話 775-8490 FAX 775-9906 | |
| 4 | 既存木造住宅耐震改修補助制度 | 昭和56年5月31日以前に建てられた木造戸建て住宅の耐震改修費用に対する補助 ・在来軸組工法又は桝組壁工法の2階建て以下 ・耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定されたもの ・現行の耐震基準に適合させるための耐震改修であること ・改修設計は建築士法登録の事務所又は建設業の許可業者に所属する建築士が実施し、改修工事は建設業の許可業者が行うこと | 耐震改修に要した費用(住宅の床面積1㎡につき34,100円を限度)の23% (1,000円未満切捨て) | 60万円 | ・住宅金融支援機構の融資制度も利用できます。 ・所得税、固定資産税の減額制度があります。 | 建築安全課 電話 775-8490 FAX 775-9906 | |
| 5 | 分譲マンション耐震診断補助制度 | 昭和56年5月31日以前に建てられた分譲マンションの耐震診断費用に対する補助 ・分譲マンションで、居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の3分の2以上で、住戸の区分所有者の2分の1以上が現に居住していること ・管理組合の集会等において耐震診断の実施に係る決議がなされていること ・診断は建築士法登録の事務所又は建設業の許可業者に所属する建築士が実施すること | 耐震診断に要した費用×2/3 または、面積に応じた標準額×2/3で、どちらか低い額、かつ、戸数×5万円以内 (1,000円未満切捨て) | 100万円 | | 建築安全課 電話 775-8490 FAX 775-9906 | |
| 6 | 省エネ対策推進奨励金 | 市民の自主的な省エネ対策活動に対する補助 | ※各補助額の算定は、100円未満切捨て | | ※令和5年5月8日より受付 | 環境政策課 電話 775-6925 FAX 775-9872 | |
| | | A 住宅用太陽光発電システム | 太陽熱温水器 水式ソーラーシステム | 購入・設置に要する費用×1/2 | 3万5千円 | | ※同一年度内において一世帯につき、Aグループから各1つ、Bグループから各1つ、Cグループ、Dグループから各1つまで |
| | | | エネファーム（家庭用燃料電池コージェネレーションシステム） ハイブリッド給湯器の設置 | 購入・設置に要する費用×1/2 | 2万円 | | ※購入・設置後の申請となります |
| | | | B 電気自動車 | 電気自動車（軽自動車） | 購入に関する費用×1/2 | | 5万円 |
| | | 燃料電池自動車 | | 購入に関する費用×1/2 | 3万円 | | |
| | | 電動バイク | | 購入に要する費用×1/2 | 5万円 | | |
| | | 1万円 | | | ※家庭用蓄電池システムについては、住宅用太陽光発電システムを併設し、かつ自家消費後の余剰電力を売電していることが交付要件となります。 | | |
| | | C HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム） グリーンカーテン設置 | 購入に要する費用×1/2 | 1万円 | | | |
| | | | 購入・設置に要する費用×1/2 | 5千円 | | | |
| | | D 家庭用蓄電池システム | 購入・設置に要する費用×1/2 | 2万円 | | | |
| ※国が実施している「住宅省エネ2023キャンペーン（住宅の省エネリフォーム支援）」については環境対策課がお問合せ先をご案内します。 | | | | | | | |
| 7 | 小型合併処理浄化槽設置整備事業 | 指定区域内の住宅用の単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から小型合併処理浄化槽の入れ替えに対する補助 ・浄化槽処理促進区域（主に市街化調整区域で下水道計画がない地域） | 【5人槽】35万2千、【7人槽】43万4千、【10人槽】56万8千に、各種経費を加えた額 | | 建築確認が必要な新設、増改築は対象外 | 生活環境課 電話 775-6940 FAX 775-9872 | |
| 8 | 土壌浸潤トレンチ（生活雑排水等処理施設）設置補助金 | 排水の放流先が取れない場合の処理施設に対する補助 ・自己の居住用住宅に、市で定める構造基準を満たす「土壌浸潤トレンチ」を設置する方 | 設置に要する費用×1/2 (1,000円未満切捨て) | 9万円 | すでに住んでいる方、これから新築する方のどちらも対象 | 生活環境課 電話 775-6940 FAX 775-9872 | |
| 9 | 家庭用生ごみ処理容器等購入費補助金 | コンポスト式生ごみ処理容器 家庭から出る生ごみを微生物の働きで発酵させ、分解して、たい肥化する容器(コンポスト)の購入費に対する補助 | 購入金額×1/2 (100円未満切捨て) | 4千円(1台あたり) | 1世帯当たり年度内2台まで購入後の申請となります | 環境政策課 電話 775-6925 FAX 775-9872 | |
| | | 電気式生ごみ処理機 電力などを利用して生ごみを乾燥、脱水、分解し、減量化又はたい肥化することを目的として作られた機器の購入費に対する補助 | 購入金額×1/2 (100円未満切捨て) | 2万円 | 1世帯当たり5年に1台まで購入後の申請となります | | |

| NO | 名称 | 補助対象・要件等 | | 補助額の算定 | 補助限度額 | その他留意事項 | 担当課 |
|----|---------------------|--|---|---|----------------------------|---|--------------------------------------|
| 10 | 雨水貯留施設設置等補助制度 | 雨水貯留タンクの購入及び設置に対する補助 ・市内に在住する人で自己の家庭用に供する雨水タンクを設置する方 (他市から上尾市内に転居される方で、市職員がタンクの設置を確認するまでに、市内に居住されていれば補助は可) ・貯留容量が100リットル以上であること ・既製品で貯留した雨水を有効に利用するための器具を備えた既製品、常に良好な状態で維持管理できる方 | | 購入及び設置に要する費用×1/2 (1,000円未満切捨て) | 3万円 | 1世帯当たり年度内2基まで | 建設管理課 電話 775-8597 FAX 775-9906 |
| 11 | 老朽化空家・不良住宅除却補助金 | ・概ね1年以上居住その他の使用がなされていない建築物 ・昭和56年5月31日以前に建築された市内に存する空家(当該空家が共同住宅(木造の共同住宅に限る。))又は長屋住宅である場合にあっては、一棟の全てが使用されていないことが常態であり、かつ、一棟の全てを一括して除却するものに限る。)であること ・現に公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと ・対象となる工事について、国、地方公共団体等からこの補助金に相当する補助金、助成金等の交付を受けていないこと ・空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第2項の規定による勧告を受けていないこと | | ・1平方メートルあたり28,000円(※)または工事費のうち少ない額×1/2 ・不良住宅に該当する場合は上記の額×4/5 ※1平方メートルあたりの金額は変更になる場合があります。 | ・30万円 ・不良住宅に該当する場合は50万円 | 交付を受けた日の属する年度の末日から起算して5年を経過しないと2回目は受けられません。 | 交通防犯課 電話 775-5138 FAX 775-9927 |
| 12 | 民間建築物アスベスト分析調査費用補助 | 建築物の壁・柱・天井等に吹き付けられたアスベストが含有しているおそれのある吹付建材の分析調査費用に対する補助 ・アスベストの含有の有無についての定性分析及び含有量についての定量分析 | | 分析費用の100% (1000円未満切捨て) | 25万円 | ※予算の範囲内で補助限度額が変わる場合がありますので、事前にご連絡ください | 建築安全課 電話 775-8490 FAX 775-9906 |
| 13 | 危険ブロック塀等の撤去・築造補助金制度 | 危険ブロック塀等の撤去 | 高さ80センチ以上の塀又は門柱(ブロック塀、石造その他の組構造、万年塀)で、次の要件をすべて満たすもの ・点検項目で不適合のあるブロック塀等の撤去工事で、その処理処分まで行うもの ・公衆用道路などに面するもの(隣地境界にある塀等は除く) ・市内業者によるもの ・同一敷地の申請は1回まで | 1平方メートルあたり7,000円または工事額のうち少ない額 | 20万円 | | 建築安全課 電話 775-8490 FAX 775-9906 |
| | | フェンス等の築造 | 上記補助制度を利用して危険ブロック塀などを撤去した後に、下記の条件で築造するフェンスなど ・適法な軽量素材のフェンス等(原則高さ1.6メートルまで) ・適法な原則高さ60センチ以下のブロック塀や石積で、適切に鉄筋が配置され、基礎の根入れ深さは原則35センチ以上のもの(その上にフェンス等を設置する場合は全体の高さが1.6メートルまで) ・生垣(道路側に枝等が出ないように保全するもの) | 1メートルあたり15,000円または工事額の2分の1のうち少ない額 | 20万円 | | |

2 融資(貸付制度)

| | 名称 | 貸付要件 | 貸付利率・機関 | 償還方法等 | 担当課 |
|---|--------------|--|---|---|------------------------------------|
| 1 | 水洗便所改造資金貸付制度 | ○公共下水道処理区域内の、既設のトイレ(し尿浄化槽によるトイレを含む)を公共下水道に接続する水洗トイレに改造するために要する工事費について、自己資金のみでは不足する方に、その費用をお貸しします。 ○貸付条件 ・自己資金のみでは、工事費を一度に負担することが困難であること ・貸し付けを受けた資金の償還について、返済能力を有すること ・確実な連帯保証人があること ・市区町村税(住民税、固定資産税、国民健康保険税など)、下水道事業受益者負担金を滞納していないこと ○貸付限度額 ・1件につき、最高50万円まで(工事費の範囲内で、1万円未満は切り捨てた額) ※ただし、貸家等の場合は5件分まで(共同住宅は1棟を1件とします) | ○利率 無利子 | ○償還方法 貸し付けを受けた翌月から、一定額を50ヶ月以内に月賦償還 ・貸付金額20万円以下の場合 毎月5,000円 ・貸付金額21万円以上の場合 毎月10,000円 | 業務課 電話 775-9302 FAX 775-9041 |
| 2 | 勤労者住宅資金貸付制度 | ○次のすべての要件に該当する人が、建築基準法に適合する住宅を市内に新築、増・改築、修繕、購入する場合や、宅地(面積が100㎡以上)を購入する場合 ・市内に住んでいて同一事業所に1年以上勤務している人、又はこれから上尾市に居住する人で、同一事業所に1年以上勤務している人 ・年齢が18歳から60歳の人 ・収入は家族収入を含み、返済しながら生活できる人 ○限度額:有担保 1800万円以内(注1)、無担保 500万円以内 ※(注1)次の人が同居する場合は200万円の割増が可能 ・身体障害者手帳(1から4級)を持っている/療育手帳(みどりの手帳)を持っている 60歳以上の親族が同居/2世帯が同居 | ○利率 ・有担保 年利1.865% (上限付変動金利 ※上限5.000%) ・無担保 年利0.900% ○期間 ・有担保 30年以内(完了時の年齢70歳まで) ・無担保 10年以内(完了時の年齢65歳まで) | ○償還方法 次の(1)または(2)のいずれか (1)元利均等毎月返済 (2)元利均等毎月・加算月併用返済 ※(2)は、融資額が有担保200万円以上の場合、無担保50万円を超える場合 ○担保 対象物件に中央労働金庫の第1順位の抵当権を設定(公的機関との併用の場合には第2順位以下でも可) ○保証 (一社)日本労働者信用基金協会の保証を付ける ○貸付時期 原則として貸し付け対象物件の登記後 ○その他 団体信用生命保険は中央労働金庫が負担 | 商工課 電話 777-4441 FAX 775-5024 |